

議案第5号

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特殊勤務手当」を「特殊勤務手当、特地勤務手当」に改める。

第7条の2第1号中「財団法人愛媛県市町村職員互助会」を「一般財団法人愛媛県市町村職員互助会」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（特地勤務手当）

第11条の2 生活の著しく不便な地に所在する公署として市長が規則で定めるものに勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内で市長が規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第23条の2中「第10条の2」を「第10条の2、第11条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員の負担、生活上の不便等に対し特地勤務手当を支給するため、本案を提出する。